

処分基準新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">処 分 基 準 令和4年5月13日作成</p>	<p style="text-align: center;">処 分 基 準 令和5年7月1日作成</p>
<p>法 令 名：道路交通法</p>	<p>法 令 名：道路交通法</p>
<p>根 拠 条 項：第90条第5項</p>	<p>根 拠 条 項：第90条第5項</p>
<p>処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止</p>	<p>処 分 の 概 要：運転免許の取消し、効力の停止</p>
<p>原権者（委任先）：福岡県公安委員会（免許の効力の停止については、福岡県警察本部長）</p>	<p>原権者（委任先）：福岡県公安委員会（免許の効力の停止については、福岡県警察本部長）</p>
<p>法 令 の 定 め：道路交通法第90条第1項（免許の拒否等）第4号から第6号まで                  道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の3（免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準）</p> <p style="text-align: center;"><u>運転免許の効力の停止等の処分量定基準に関する規程（平成10年福岡県公安委員会規程第6号）</u></p>	<p>法 令 の 定 め：道路交通法第90条第1項（免許の拒否等）第4号から第6号まで                  道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の3（免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準）</p> <p style="text-align: center;"><u>運転免許の効力の停止等の処分量定基準</u></p>
<p>処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法定の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。</p>	<p>処 分 基 準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法定の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。</p>
<p>問 い 合 わ せ 先：警察本部運転免許管理課（092-641-4141 内5323, 5324）</p>	<p>問 い 合 わ せ 先：警察本部運転免許管理課（092-641-4141 内5323, 5324）</p>
<p>備 考：</p>	<p>備 考：</p>

別紙

第1 運転免許の効力の停止等の処分量定基準

1 点数制度による運転免許の効力の停止等の処分の基本量定（4に規定するものを除く。）

(1) (略)

(2) 免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の期間の自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の運転の禁止の基準（令第33条の2、第33条の3又は第40条）に該当する者

前記(1)に掲げる期間は、免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定について準用する。

なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（運転免許試験に合格した者で、当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者又は国際運転免許証若しくは外国免許証を現に所持している者（以下「他免許等既得者」という。）を除く。）については、前記(1)に掲げる期間から、当該処分の理由となった一般違反行為をした日（令第33条の2第4項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とするものとする。

2～6 (略)

第2～第3 (略)

別紙

第1 運転免許の効力の停止等の処分量定基準

1 点数制度による運転免許の効力の停止等の処分の基本量定（4に規定するものを除く。）

(1) (略)

(2) 免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の期間の自動車及び一般原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の運転の禁止の基準（令第33条の2、第33条の3又は第40条）に該当する者

前記(1)に掲げる期間は、免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定について準用する。

なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（運転免許試験に合格した者で、当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者又は国際運転免許証若しくは外国免許証を現に所持している者（以下「他免許等既得者」という。）を除く。）については、前記(1)に掲げる期間から、当該処分の理由となった一般違反行為をした日（令第33条の2第4項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とするものとする。

2～6 (略)

第2～第3 (略)